

第2部



各論



第1章 介護保険事業の推進

【介護保険サービスの体系】

介護給付（対象：要介護1～5）

サービス名	内容
居宅サービス	
訪問介護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、炊事、掃除、洗濯などの生活援助を行う事業のうち、要介護1～5の認定を受けた方（以下「要介護認定者」）が利用するサービスです。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行う事業のうち、寝たきりなどの要介護認定者が利用するサービスです。
訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり、医療的処置などのケアや在宅での看取りの支援を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、看護師などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅等を訪問して、医学的な管理や指導を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーション面での支援などが受けられる事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
短期入所生活介護（ショートステイ）	短期間施設に宿泊しながら、日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
短期入所療養介護（ショートステイ）	短期間施設に宿泊しながら、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居する要介護認定者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の介護、機能訓練・療養上の介護を行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするサービスです。
福祉用具貸与	要介護認定者に対し、車いすや特殊ベッドなどの用具の貸与を行います。
特定福祉用具購入	要介護認定者に対し、排せつや入浴などに用いる用具の購入費を支給します。
移送サービス	介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、本市では、平成15年度から移送サービスを実施しています。要介護状態区分が重く、かつ、低所得の方について、通院等のための移送サービスが利用できます。

サービス名	内容
地域密着型サービス	
夜間対応型訪問介護	夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護認定者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話などを受けることができるサービスです。
認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の要介護認定者が、デイサービスセンター等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
小規模多機能型居宅介護	要介護認定者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要介護認定者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	定員29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護認定者が、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることのできるサービスです。本市においては、定員23名の既存の有料老人ホームが、地域密着型サービスに移行されます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）	定員29人以下の特別養護老人ホームに入居（所）している要介護認定者が、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることのできるサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅要介護者が定期的な巡回介護、または随時通報によりそのものの居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けることのできるサービスです。
複合型サービス	居宅要介護者が、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問看護、夜間対応型訪問看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることで提供されるサービスのうち一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組み合わせにより提供されるサービスであると定められたサービスです。
住宅改修	要介護認定者に対し、住宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します（上限あり）。
居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況に応じて、いつ、どんなサービスを、どの事業者から利用するかといった介護サービス計画（ケアプラン）を作成するもので、要介護認定者に対して提供するサービスです。
介護保険施設サービス	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な場合に入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスが利用できます。
介護老人保健施設（老人保健施設）	症状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点をおいたケアが必要な高齢者などが入所します。医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。介護老人保健施設は、介護保険制度の下で、医学的管理・機能訓練等の実施により在宅復帰支援施設として位置付けられており、その役割が一層期待されています。
介護療養型医療施設（療養型病床）	急性期の治療が終わり、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者などが入院します。医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

予防給付 (対象：要支援1、2)

サービス名	内容
介護予防サービス	
介護予防訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、身の回りのこと、炊事、掃除、洗濯などの家事をできる限り本人主体で行うことができるよう援助する、要支援1又は要支援2の認定を受けた方(以下「要支援認定者」)に対するサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援認定者の心身状況と衛生状態の維持・向上のため、入浴の支援を行います。
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが、主治医との連携のもとに、自宅における健康チェックや健康管理指導などを行う、要支援認定者のための介護予防サービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが要支援認定者の家庭を訪問して、介護予防のためのリハビリテーションを行います。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが要支援認定者の家庭を訪問して、医療的な指導を行います。
介護予防通所介護(デイサービス)	要支援認定者が、デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーション活動などを通じて介護予防支援を受けることができます。運動器の機能向上トレーニング、口腔機能向上のための指導、栄養指導などは、選択的メニューとして実施されます。
介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	要支援認定者が、医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーション等心身機能の維持・向上のための介護予防支援を受けます。
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	要支援認定者が、介護老人福祉施設等に短期間宿泊しながら、機能訓練や日常生活訓練などを受けることができます。
介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	要支援認定者が、保健・医療施設に短期間宿泊しながら、医療的なケアや健康管理指導、機能訓練などを受けることができます。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居する要支援認定者に対し、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事の援助、その他の生活全般にわたる支援、機能訓練・療養上の支援を行うサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効なスロープ、歩行補助具、認知症高齢者徘徊感知器等の機器・設備の貸与を行います。
介護予防特定福祉用具購入	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な機器・設備の購入費を支援します。腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽などが該当します。
地域密着型サービス	
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援認定者の心身の状況や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事や入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)	認知症の要支援認定者が、特別養護老人ホームや老人保健施設等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の要支援高齢者が共同生活を通じ、食事・入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援、機能訓練などを受けられるサービスです。
介護予防住宅改修	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な小規模な改修の費用を支給します(上限あり)。
介護予防支援	地域包括支援センター等が策定する介護予防サービス計画に基づき、委託した介護支援専門員(ケアマネジャー)が、利用者の心身状況や生活目標など個別に対応した介護予防プランを作成します。

【介護保険サービスの年間延べ利用人数（総括）】

介護給付

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅介護サービス					
訪問介護	8,403	8,424	8,454	8,550	8,656
訪問入浴介護	772	830	830	831	831
訪問看護	2,051	1,950	1,984	1,995	2,006
訪問リハビリテーション	483	464	506	508	510
居宅療養管理指導	5,291	5,705	7,052	7,534	8,011
通所介護	5,828	6,171	5,809	5,860	5,954
通所リハビリテーション	2,725	2,791	2,793	2,822	2,852
短期入所生活介護	1,982	1,942	1,954	1,977	2,001
短期入所療養介護	481	475	480	489	499
特定施設入居者生活介護	1,611	1,796	1,824	1,974	2,097
福祉用具貸与	7,804	8,409	8,680	8,757	8,836
特定福祉用具販売	225	243	266	275	286
(2) 地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	219	189	184	186	189
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	240	240
認知症対応型共同生活介護	703	714	727	758	1,016
地域密着型特定施設入居者生活介護	212	186	191	200	208
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			0	0	0
複合型サービス			0	0	0
(3) 住宅改修	198	178	199	206	213
(4) 居宅介護支援	13,027	13,529	13,579	13,463	13,347
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	2,661	2,702	2,748	2,796	3,924
介護老人保健施設	2,296	2,263	2,340	2,436	2,724
介護療養型医療施設	151	153	156	156	156

平成23年度～26年度は推計値。

予防給付

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	3,234	3,030	3,096	3,177	3,343
介護予防訪問入浴介護	4	0	0	0	0
介護予防訪問看護	248	221	236	251	265
介護予防訪問リハビリテーション	28	22	17	18	20
介護予防居宅療養管理指導	491	594	613	658	706
介護予防通所介護	1,446	1,330	1,381	1,413	1,534
介護予防通所リハビリテーション	1,063	994	1,054	1,114	1,174
介護予防短期入所生活介護	75	72	83	89	94
介護予防短期入所療養介護	2	5	5	7	9
介護予防特定施設入居者生活介護	308	454	536	593	756
介護予防福祉用具貸与	987	1,011	1,126	1,194	1,263
特定介護予防福祉用具販売	75	68	76	76	76
(2) 地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	117	100	111	115	120
(4) 介護予防支援	5,398	5,232	5,476	5,787	6,099

平成23年度～26年度は推計値。

【介護保険サービスの年間延べ利用人数の伸び（総括）】

介護給付（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅介護サービス					
訪問介護	100	100	101	102	103
訪問入浴介護	100	108	108	108	108
訪問看護	100	95	97	97	98
訪問リハビリテーション	100	96	105	105	106
居宅療養管理指導	100	108	133	142	151
通所介護	100	106	100	101	102
通所リハビリテーション	100	102	102	104	105
短期入所生活介護	100	98	99	100	101
短期入所療養介護	100	99	100	102	104
特定施設入居者生活介護	100	111	113	123	130
福祉用具貸与	100	108	111	112	113
特定福祉用具販売	100	108	118	122	127
(2) 地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	100	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	100	86	84	85	86
小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	100	102	103	108	145
地域密着型特定施設入居者生活介護	100	88	90	94	98
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			-	-	-
複合型サービス			-	-	-
(3) 住宅改修	100	90	101	104	108
(4) 居宅介護支援	100	104	104	103	102
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	100	102	103	105	147
介護老人保健施設	100	99	102	106	119
介護療養型医療施設	100	101	103	103	103

予防給付（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	100	94	96	98	103
介護予防訪問入浴介護	100	0	0	0	0
介護予防訪問看護	100	89	95	101	107
介護予防訪問リハビリテーション	100	79	61	64	71
介護予防居宅療養管理指導	100	121	125	134	144
介護予防通所介護	100	92	96	98	106
介護予防通所リハビリテーション	100	94	99	105	110
介護予防短期入所生活介護	100	96	111	119	125
介護予防短期入所療養介護	100	250	250	350	450
介護予防特定施設入居者生活介護	100	147	174	193	245
介護予防福祉用具貸与	100	102	114	121	128
特定介護予防福祉用具販売	100	91	101	101	101
(2) 地域密着型サービス	100				
介護予防認知症対応型通所介護	100	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	100	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	100	85	95	98	103
(4) 介護予防支援	100	97	101	107	113

【介護保険サービスの給付費（総括）】

介護給付

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅介護サービス	1,775,204	1,941,154	2,017,004	2,059,555	2,098,988
訪問介護	438,053	477,526	492,921	494,893	497,367
訪問入浴介護	46,388	52,406	53,300	53,566	53,834
訪問看護	73,786	77,848	79,175	79,571	79,970
訪問リハビリテーション	9,575	10,544	10,724	10,778	10,831
居宅療養管理指導	43,771	47,080	51,741	55,261	58,744
通所介護	383,168	413,528	426,861	428,140	432,423
通所リハビリテーション	194,082	209,331	212,903	213,967	215,037
短期入所生活介護	124,972	138,875	141,244	141,950	142,661
短期入所療養介護	33,737	38,941	39,606	39,803	40,002
特定施設入居者生活介護	315,081	353,308	386,152	418,310	443,857
福祉用具貸与	106,705	114,510	115,083	115,658	116,236
特定福祉用具販売	5,886	7,257	7,293	7,658	8,026
(2) 地域密着型サービス	245,979	244,747	263,110	320,665	390,268
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	31,498	29,213	29,712	29,860	30,009
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	47,310	47,310
認知症対応型共同生活介護	171,245	174,882	190,077	198,289	265,909
地域密着型特定施設入居者生活介護	43,236	40,652	43,321	45,206	47,040
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			0	0	0
複合型サービス			0	0	0
(3) 住宅改修	19,909	20,590	20,693	21,500	22,317
(4) 居宅介護支援	182,123	195,973	200,704	198,297	195,916
(5) 介護保険施設サービス	1,319,660	1,358,936	1,447,259	1,487,216	1,865,691
介護老人福祉施設	664,291	695,421	719,954	732,503	1,027,638
介護老人保健施設	603,175	611,000	673,363	700,771	784,111
介護療養型医療施設	52,194	52,515	53,942	53,942	53,942
合計	3,542,875	3,761,400	3,948,770	4,087,233	4,573,180

平成23年度～26年度は推計値。給付費は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

予防給付

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス	194,383	198,351	219,746	232,163	260,046
介護予防訪問介護	55,403	52,267	55,539	57,206	60,408
介護予防訪問入浴介護	112	0	0	0	0
介護予防訪問看護	7,471	6,835	7,048	7,514	7,980
介護予防訪問リハビリテーション	599	383	390	420	451
介護予防居宅療養管理指導	3,901	5,859	6,102	6,578	7,091
介護予防通所介護	48,897	44,348	47,124	48,537	52,872
介護予防通所リハビリテーション	41,065	39,276	41,178	43,813	46,442
介護予防短期入所生活介護	2,652	2,908	2,958	3,174	3,389
介護予防短期入所療養介護	48	148	214	296	371
介護予防特定施設入居者生活介護	27,990	40,158	52,995	58,150	74,290
介護予防福祉用具貸与	4,560	4,340	4,362	4,636	4,915
特定介護予防福祉用具販売	1,685	1,829	1,838	1,838	1,838
(2) 地域密着型サービス	477	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	477	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	12,828	10,967	12,042	12,499	12,987
(4) 介護予防支援	23,817	23,026	25,353	26,797	28,245
合計	231,505	232,344	257,141	271,459	301,278

平成23年度～26年度は推計値。給付費は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

【介護保険サービスの給付費の伸び（総括）】

介護給付（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅介護サービス	100	109	114	116	118
訪問介護	100	109	113	113	114
訪問入浴介護	100	113	115	115	116
訪問看護	100	106	107	108	108
訪問リハビリテーション	100	110	112	113	113
居宅療養管理指導	100	108	118	126	134
通所介護	100	108	111	112	113
通所リハビリテーション	100	108	110	110	111
短期入所生活介護	100	111	113	114	114
短期入所療養介護	100	115	117	118	119
特定施設入居者生活介護	100	112	123	133	141
福祉用具貸与	100	107	108	108	109
特定福祉用具販売	100	123	124	130	136
(2) 地域密着型サービス	100	99	107	130	159
夜間対応型訪問介護	100	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	100	93	94	95	95
小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	100	102	111	116	155
地域密着型特定施設入居者生活介護	100	94	100	105	109
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			-	-	-
複合型サービス			-	-	-
(3) 住宅改修	100	103	104	108	112
(4) 居宅介護支援	100	108	110	109	108
(5) 介護保険施設サービス	100	103	110	113	141
介護老人福祉施設	100	105	108	110	155
介護老人保健施設	100	101	112	116	130
介護療養型医療施設	100	101	103	103	103
合計	100	106	111	115	129

予防給付（平成22年度実績を100とした場合）

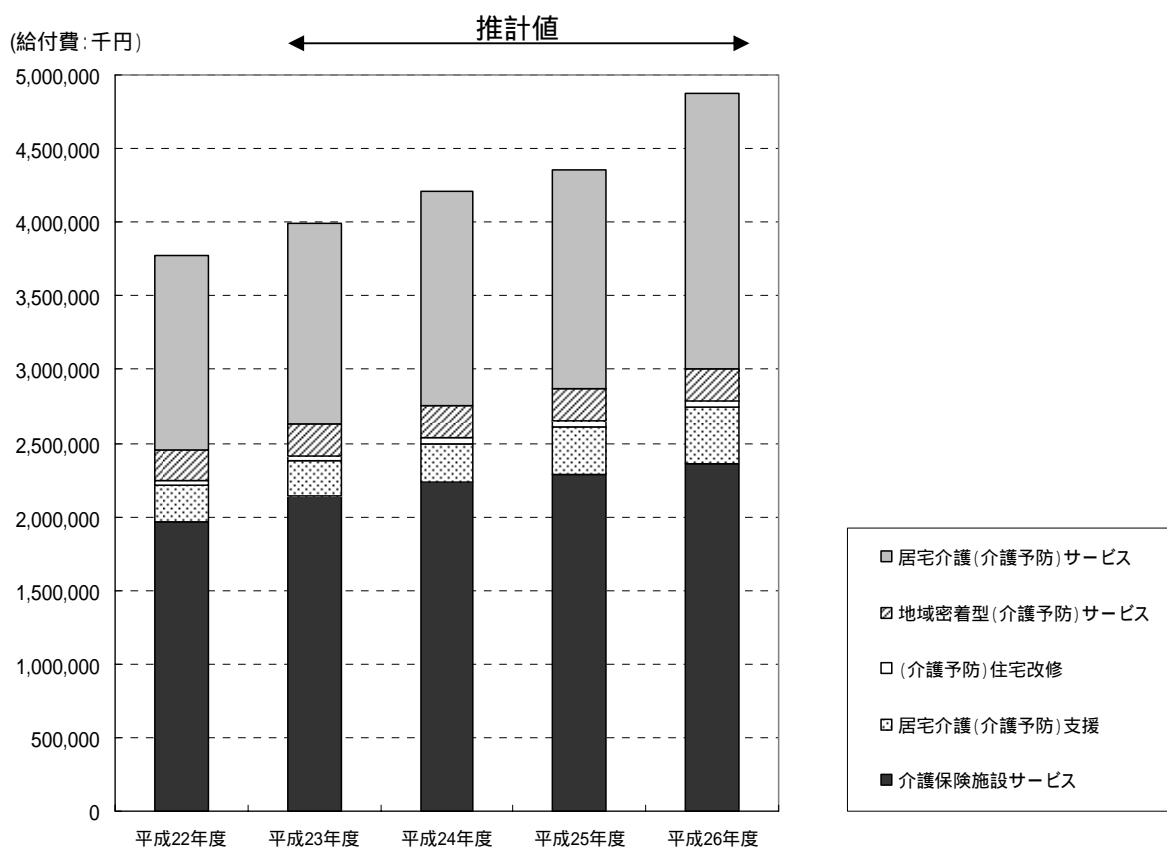
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス	100	102	113	119	134
介護予防訪問介護	100	94	100	103	109
介護予防訪問入浴介護	100	0	0	0	0
介護予防訪問看護	100	91	94	101	107
介護予防訪問リハビリテーション	100	64	65	70	75
介護予防居宅療養管理指導	100	150	156	169	182
介護予防通所介護	100	91	96	99	108
介護予防通所リハビリテーション	100	96	100	107	113
介護予防短期入所生活介護	100	110	112	120	128
介護予防短期入所療養介護	100	308	446	617	773
介護予防特定施設入居者生活介護	100	143	189	208	265
介護予防福祉用具貸与	100	95	96	102	108
特定介護予防福祉用具販売	100	109	109	109	109
(2) 地域密着型サービス	100	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	100	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	100	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	100	85	94	97	101
(4) 介護予防支援	100	97	106	113	119
合計	100	100	111	117	130

給付額

(単位：千円)

	第4期計画(実績及び見込み)		第5期計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護(介護予防)サービス	1,969,587	2,139,505	2,236,750	2,291,718	2,359,034
地域密着型(介護予防)サービス	246,456	244,747	263,110	320,665	390,268
(介護予防)住宅改修	32,737	31,557	32,735	33,999	35,304
居宅介護(介護予防)支援	205,940	218,999	226,057	225,094	224,161
介護保険施設サービス	1,319,660	1,358,936	1,447,259	1,487,216	1,865,691
計	3,774,380	3,993,744	4,205,911	4,358,692	4,874,458

介護給付費と予防給付費の合計



1 居宅介護（介護予防）等サービス

【施策の方向】

- ・在宅で暮らす要介護認定者等が、地域で安心して過ごせるよう支援するものです。利用者を尊重した支援が行われるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）等を対象とした研修の開催やケアプランの点検などにより、質の高いケアプランを作成し、利用者本位のサービス提供が行われ、利用者の生活の質を高めることができるようにします。
- ・サービスの必要量は、過去の実績と今後の要介護等認定者数の推移から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、地域密着型サービスや介護保険施設サービスの基盤整備を考慮した影響で、計画期間の最終年度に両サービスの大幅な増加を見込んでいます。

介護給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)居宅介護サービス	100	109	114	116	118
(2)地域密着型サービス	100	99	107	130	159
(3)住宅改修	100	103	104	108	112
(4)居宅介護支援	100	108	110	109	108
(5)介護保険施設サービス	100	103	110	113	141
介護給付費計	100	106	111	115	129

予防給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)介護予防サービス	100	102	113	119	134
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	85	94	97	101
(4)介護予防支援	100	97	106	113	119
予防給付費計	100	100	111	117	130

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

【現状と課題】

- ・訪問介護は、平成 21・22 年度とも計画値の 7 割程度の値で推移していますが、利用量は増加傾向にあります。
- ・介護予防訪問介護は、平成 21・22 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価は十分と感じられています。

訪問介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	129,477	135,295
実績(B)	回/年	90,878	94,655
対計画比(=B/A)	%	70.2%	70.0%

介護予防訪問介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	3,499	3,633
実績(B)	人/年	3,456	3,234
対計画比(=B/A)	%	98.8%	89.0%

【今後の取組み】

- ・在宅での生活支援の基幹をなすサービスとして、供給体制の確保や適正な利用に努めます。

訪問介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	8,454	8,550	8,656
サービス見込量	回/年	95,184	95,581	96,076

介護予防訪問介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	3,096	3,177	3,343

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【現状と課題】

- ・訪問入浴介護は、平成 21・22 年度ともほぼ計画値どおりで推移しており、利用量は増加傾向にあります。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、今後の需要量は現状維持との見込みが多くなっています。

訪問入浴介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	3,479	3,664
実績(B)	回/年	3,816	3,924
対計画比(=B/A)	%	109.7%	107.1%

介護予防訪問入浴介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	0	0
実績(B)	回/年	13	10
対計画比(=B/A)	%	-	-

【今後の取組み】

- ・在宅のひとり暮らし高齢者の増加を想定しつつ、在宅での生活支援するサービスとして、供給体制の確保に努めます。

訪問入浴介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	830	831	831
サービス見込量	回/年	4,511	4,533	4,555

介護予防訪問入浴介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0
サービス見込量	回/年	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

【現状と課題】

- ・訪問看護は、平成 21・22 年度ともほぼ計画値どおり推移しており、利用料は増加傾向にあります。
- ・介護予防訪問看護は、平成 21 年度は計画値を上回り、平成 22 年度ではほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、今後の需要は増加するとの見込みが多くなっています。

訪問看護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	9,431	9,872
実績(B)	回/年	9,985	10,133
対計画比(=B/A)	%	105.9%	102.6%

介護予防訪問看護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	910	948
実績(B)	回/年	1,013	996
対計画比(=B/A)	%	111.3%	105.1%

【今後の取組み】

- ・安心して在宅で生活を続けていけるよう、医療と介護の連携を図りつつ、在宅生活を継続するサービスとして、供給体制の確保に努めます。

訪問看護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,984	1,995	2,006
サービス見込量	回/年	11,267	11,342	11,418

介護予防訪問看護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	236	251	265
サービス見込量	回/年	943	1,002	1,061

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防リハビリテーション

【現状と課題】

- ・訪問リハビリテーションは、平成 21・22 年度とも計画値を下回って推移しています。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、平成 21 年度はほぼ計画値どおりでしたが、平成 22 年度には計画値の 50%程度と計画値を大きく下回りました。

訪問リハビリテーション（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	1,894	1,982
実績(B)	回/年	1,652	1,852
対計画比(=B/A)	%	87.2%	93.4%

介護予防訪問リハビリテーション（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	213	222
実績(B)	回/年	205	105
対計画比(=B/A)	%	96.2%	47.3%

【今後の取組み】

- ・できるだけ在宅で自立した生活を続けていけるよう、身体機能の維持に向けたリハビリテーションとして、供給体制の確保に努めます。

訪問リハビリテーション（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	506	508	510
サービス見込量	回/年	3,709	3,728	3,746

介護予防訪問リハビリテーション（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	17	18	20
サービス見込量	回/年	136	146	157

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【現状と課題】

- ・居宅療養管理指導は、平成 21・22 年度とも計画値を大きく上回って推移しています。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、平成 21 年度は計画値を下回りましたが、平成 22 年度はほぼ計画値どおりで推移しています。

居宅療養管理指導（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	3,690	3,836
実績(B)	人/年	4,523	5,291
対計画比(=B/A)	%	122.6%	137.9%

介護予防居宅療養管理指導（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	464	477
実績(B)	人/年	399	491
対計画比(=B/A)	%	86.0%	102.9%

【今後の取組み】

- ・在宅での療養生活を続けていけるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携し、療養上の管理や指導を行うサービスとして、供給体制の確保に努めます。

居宅療養管理指導（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	7,052	7,534	8,011

介護予防居宅療養管理指導（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	613	658	706

(6) 通所介護・介護予防通所介護

【現状と課題】

- ・通所介護は、平成21・22年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防通所介護は、平成21・22年度とも計画値を大きく上回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量は十分と評価されています。

通所介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	37,397	38,897
実績(B)	回/年	42,828	46,799
対計画比(=B/A)	%	114.5%	120.3%

介護予防通所介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	1,004	1,043
実績(B)	人/年	1,377	1,446
対計画比(=B/A)	%	137.2%	138.6%

【今後の取組み】

- ・今後の中・重度者の増加に伴い、在宅での介護者の介護負担増も想定されます。訪問介護と並び、在宅での生活支援の基幹をなすサービスとして、様々なニーズに応えられるよう供給体制の確保に努めます。

通所介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	5,809	5,860	5,954
サービス見込量	回/年	50,344	50,676	51,368

介護予防通所介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,381	1,413	1,534

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【現状と課題】

- ・通所リハビリテーションは、平成 21・22 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、平成 21・22 年度とも計画値を大きく上回って推移しています。

通所リハビリテーション（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	18,152	18,907
実績(B)	回/年	20,586	21,352
対計画比(=B/A)	%	113.4%	112.9%

介護予防通所リハビリテーション（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	572	594
実績(B)	人/年	859	1063
対計画比(=B/A)	%	150.2%	179.0%

【今後の取組み】

- ・身体機能の維持に向けたリハビリテーションは重要なサービスであることから、医療と介護との連携を図りながら、今後とも供給体制の確保に努めます。

通所リハビリテーション（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	2,793	2,822	2,852
サービス見込量	回/年	22,440	22,634	22,830

介護予防通所リハビリテーション（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,054	1,114	1,174

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【現状と課題】

- ・短期入所生活介護は、平成 21・22 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防短期入所生活介護は、平成 21 年度は計画値を大きく上回り、平成 22 年度も計画値を上回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量はやや不足と評価されており、今後も需要は増えていくとの見込みが多くなっています。

短期入所生活介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	日/年	13,209	13,820
実績(B)	日/年	13,777	15,168
対計画比(=B/A)	%	104.3%	109.8%

介護予防短期入所生活介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	日/年	383	399
実績(B)	日/年	615	440
対計画比(=B/A)	%	160.6%	110.3%

【今後の取組み】

- ・短期入所サービスは、施設サービスに付随するサービスで、介護保険施設の整備計画とも連動します。本人の心身機能、家族の生活の質を支えるためにも効果的であることから、供給体制の確保に努めます。

短期入所生活介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,954	1,977	2,001
サービス見込量	日/年	16,412	16,502	16,594

介護予防短期入所生活介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	83	89	94
サービス見込量	日/年	461	494	527

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【現状と課題】

- ・短期入所療養介護は、平成 21・22 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防短期入所療養介護も平成 21・22 年度とも計画値を大きく下回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量が不足しているとの評価が多く、今後も需要は増えていくとの見込みが多くなっています。

短期入所療養介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	日/年	3,019	3,161
実績(B)	日/年	3,264	3,502
対計画比(=B/A)	%	108.1%	110.8%

介護予防短期入所療養介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	日/年	147	153
実績(B)	日/年	25	6
対計画比(=B/A)	%	17.0%	3.9%

【今後の取組み】

- ・短期入所サービスは、施設サービスに付随するサービスで、介護保険施設の整備計画とも連動します。本人の心身機能、家族の生活の質を支えるためにも効果的であることから、供給体制の確保に努めます。

短期入所療養介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	480	489	499
サービス見込量	日/年	3,652	3,669	3,686

介護予防短期入所療養介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	5	7	9
サービス見込量	日/年	32	44	56

(1 0) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

- ・ 特定施設入居者生活介護は、平成 21・22 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護は、平成 21 年度はほぼ計画値どおりとなっていますが、平成 22 年度は計画値を大きく上回りました。
- ・ 特定施設の中でも、要介護者に加えて要支援者や自立の方も対象とする混合型の利用となっています。

特定施設入居者生活介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	1,200	1,260
実績(B)	人/年	1,377	1,611
対計画比(=B/A)	%	114.8%	127.9%

介護予防特定施設入居者生活介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	204	204
実績(B)	人/年	214	308
対計画比(=B/A)	%	105.0%	151.0%

【今後の取組み】

- ・ 第4期中、利用が大幅に増加しているサービスです。居住系サービスのニーズ増に向け、入居施設等の整備状況を勘案しながら、広域対応を視野に事業者情報の収集と参入促進に努めます

特定施設入居者生活介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,824	1,974	2,097

介護予防特定施設入居者生活介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	536	593	756

(1 1) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【現状と課題】

- ・福祉用具貸与は、平成 21・22 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防福祉用具貸与は、平成 21・22 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。

福祉用具貸与（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	5,910	6,181
実績(B)	人/年	7,011	7,804
対計画比(=B/A)	%	118.6%	126.3%

介護予防福祉用具貸与（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	526	547
実績(B)	人/年	787	987
対計画比(=B/A)	%	149.6%	180.4%

【今後の取組み】

- ・心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できません。利用者にとって適正な利用につながるよう、事業者への指導等に努めます。

福祉用具貸与（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	8,680	8,757	8,836

介護予防福祉用具貸与（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,126	1,194	1,263

(1 2) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

【現状と課題】

- ・特定福祉用具販売は、平成 21 年度はほぼ計画値どおりでしたが、平成 22 年度は計画値を下回りました。
- ・特定介護予防福祉用具販売は、平成 21・22 年度とも計画値より下回って推移しています。

特定福祉用具販売（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	244	254
実績(B)	人/年	243	225
対計画比(=B/A)	%	99.6%	88.6%

特定介護予防福祉用具販売（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	101	104
実績(B)	人/年	70	75
対計画比(=B/A)	%	69.3%	72.1%

【今後の取組み】

- ・福祉用具と並んで、心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できます。利用者にとって適正な利用につながるよう、利用者やその家族への情報提供に努めます。

特定福祉用具販売（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	266	275	286

特定介護予防福祉用具販売（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	76	76	76

(1 3) 住宅改修・介護予防住宅改修

【現状と課題】

- ・住宅改修は、平成 21・22 年度とも計画値より下回って推移しています。
- ・介護予防住宅改修は、平成 21・22 年度とも計画値より上回って推移しています。

住宅改修（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	207	215
実績(B)	人/年	174	198
対計画比(=B/A)	%	84.1%	92.1%

介護予防住宅改修（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	101	104
実績(B)	人/年	105	117
対計画比(=B/A)	%	104.0%	112.5%

【今後の取組み】

- ・心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できません。利用者にとって適正な利用につながるよう、介護給付の適正化に努めます。

住宅改修（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	199	206	213

介護予防住宅改修（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	111	115	120

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

【現状と課題】

- ・居宅介護支援及び介護予防支援は、平成21・22年度ともほぼ計画値どおり推移しています。

居宅介護支援（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	11,669	12,148
実績(B)	人/年	12,130	13,027
対計画比(=B/A)	%	104.0%	107.2%

介護予防支援（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	4,870	5,058
実績(B)	人/年	5,262	5,398
対計画比(=B/A)	%	108.0%	106.7%

【今後の取組み】

- ・今後とも地域包括支援センターと連携して、介護支援専門員（ケアマネジャー）の質の向上を図るとともに、ケアプランの点検などにより、利用者の生活の質の向上につながる、よりよいケアマネジメントが行われるよう、ケアプランの適正化を図ります。

居宅介護支援（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	13,579	13,463	13,347

介護予防支援（第5期）

項目	単位	平成22年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	5,476	5,787	6,099

2 地域密着型（介護予防）サービス

できる限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするためのサービスで、日常生活圏を単位とした基盤整備が必要となります。

夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に加えて、第5期では「定期巡回・随時対応型訪問看護」と「複合型サービス」の2つが創設されました。

地域密着型（介護予防）サービスは、市町村単位で指定・監督をします。また、地域の実情に即し、在宅生活を可能な限り継続できる地域をつくるため、「地域密着型サービス運営懇話会」にて、総合的な視点から地域密着型サービスの育成・確保を図っています。

【施策の方向】

- ・地域のニーズに応じ、逗子市がその必要性等を判断し、事業所の指定を行います。
- ・サービスの必要量は、過去の実績と今後の要介護等認定者数の推移から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、地域密着型サービスの給付費の伸びは、居住系サービスの基盤整備の影響もあり、大きな伸びを見込んでいます。

介護給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)居宅介護サービス	100	109	114	116	118
(2)地域密着型サービス	100	99	107	130	159
(3)住宅改修	100	103	104	108	112
(4)居宅介護支援	100	108	110	109	108
(5)介護保険施設サービス	100	103	110	113	141
介護給付費計	100	106	111	115	129

予防給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)介護予防サービス	100	102	113	119	134
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	85	94	97	101
(4)介護予防支援	100	97	106	113	119
予防給付費計	100	100	111	117	130

(1) 夜間対応型訪問介護

【現状と課題】

- ・第3期、第4期とも計画期間のサービスは見込んでいません。

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、他市町村で実施していたり、実施を検討したいとの回答もあります。今後とも事業者の参入動向について、広域対応も含めて、情報収集に努めます。

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【現状と課題】

- ・認知症対応型通所介護の利用動向では、平成21・22年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防認知症対応型通所介護の利用実績は、平成21・22年度ともありません。

認知症対応型通所介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	2,025	2,125
実績(B)	回/年	2,822	2,707
対計画比(=B/A)	%	139.4%	127.4%

介護予防認知症対応型通所介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	0	0
実績(B)	回/年	0	0
対計画比(=B/A)	%	-	-

【今後の取組み】

- ・在宅の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の充実に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

認知症対応型通所介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	184	186	189
サービス見込量	回/年	2,589	2,607	2,627

介護予防認知症対応型通所介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0
サービス見込量	回/年	0	0	0

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【現状と課題】

- ・小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護とも、市内にサービスを提供する事業所がないため、平成21・22年度の利用実績はありません。

小規模多機能型居宅介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	72	240
実績(B)	人/年	0	0
対計画比(=B/A)	%	-	-

介護予防小規模多機能型居宅介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	0	0
実績(B)	人/年	0	0
対計画比(=B/A)	%	-	-

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、他市町村で実施していたり、実施を検討したいとの回答もありました。在宅の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

小規模多機能型居宅介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	240	240

介護予防小規模多機能型居宅介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【現状と課題】

- ・認知症対応型共同生活介護は、平成 21・22 年度には計画値を下回って推移しており、減少傾向にあります。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用実績は、平成 22 年度に実績がありました。

認知症対応型共同生活介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	948	1,092
実績(B)	人/年	707	703
対計画比(=B/A)	%	74.6%	64.4%

介護予防認知症対応型共同生活介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	0	0
実績(B)	人/年	0	3
対計画比(=B/A)	%	-	-

【今後の取組み】

- ・施設ニーズと在宅の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

認知症対応型共同生活介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	727	758	1,016

介護予防認知症対応型共同生活介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0

利用定員総数の見込み（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用定員総数	人	62	62	80
市内か所数	か所	5	5	6

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護は、平成 21・22 年度とも計画値を下回って推移しています。

地域密着型特定施設入居者生活介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	276	276
実績(B)	人/年	198	212
対計画比(=B/A)	%	71.7%	76.8%

【今後の取組み】

- ・施設ニーズの増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

地域密着型特定施設入居者生活介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	191	200	208

利用定員総数の見込み（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用定員総数	人	23	23	23

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【現状と課題】

- ・第3期、第4期計画ともサービス利用を見込んでいません。

【今後の取組み】

- ・施設ニーズへの対応として、長期的視点から、供給体制のあり方を引き続き検討していきます。

(7) 定期巡回・随時訪問型訪問介護看護

【今後の取組み】

- ・第5期計画から創設された地域密着型サービスです。
- ・事業者の参入動向について、情報収集に努めます。

(8) 複合型サービス

【今後の取組み】

- ・第5期計画から創設された地域密着型サービスです。
- ・事業者の参入動向について、情報収集に努めます。

3 施設サービス

【施策の方向】

- ・心身や世帯の状況、利用者の意向を尊重し、ニーズに対応するため、市内に位置する施設については、本市がその必要性等を判断し、定員等を本計画に位置付けます。
- ・サービスの必要量は、過去の実績、今後の要介護等認定者数の推移及びサービスの供給数から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、介護保険施設サービスの伸びは、入所施設の基盤整備の影響もあり、居宅介護サービスよりも大きな伸びを見込んでいます。

介護給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)居宅介護サービス	100	109	114	116	118
(2)地域密着型サービス	100	99	107	130	159
(3)住宅改修	100	103	104	108	112
(4)居宅介護支援	100	108	110	109	108
(5)介護保険施設サービス	100	103	110	113	141
介護給付費計	100	106	111	115	129

予防給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)介護予防サービス	100	102	113	119	134
(2)地域密着型サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	85	94	97	101
(4)介護予防支援	100	97	106	113	119
予防給付費計	100	100	111	117	130

(1) 介護老人福祉施設

【現状と課題】

- ・介護老人福祉施設は、平成21・22年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

介護老人福祉施設（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	2,496	2,496
実績(B)	人/年	2,549	2,661
対計画比(=B/A)	%	102.1%	106.6%

【今後の取組み】

- ・施設ニーズの増加も予想されることから、重度者の安心で快適な生活を支える施設として、サービス提供基盤の整備を図ります。

介護老人福祉施設（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	2,748	2,796	3,924

(2) 介護老人保健施設

【現状と課題】

- ・介護老人保健施設は、平成21・22年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

介護老人保健施設（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	2,052	2,052
実績(B)	人/年	2,259	2,296
対計画比(=B/A)	%	110.1%	111.9%

【今後の取組み】

- ・施設ニーズへの対応やリハビリテーションの需要を考慮し、サービス提供基盤の確保に努めます。

介護老人保健施設（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	2,340	2,436	2,724

(3) 介護療養型医療施設

【現状と課題】

- ・介護療養型医療施設は、平成21・22年度とも計画値を下回って推移しています。

介護療養型医療施設（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	228	228
実績(B)	人/年	191	151
対計画比(=B/A)	%	83.8%	66.2%

【今後の取組み】

- ・市内に介護療養型医療施設はありません。市外施設の移行等情報の把握に努めるとともに、介護と医療との連携に努めます。

介護療養型医療施設（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	156	156	156

4 市町村特別給付

【施策の方向】

- ・ 移動支援のニーズに対応するため、介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、平成15年度から、逗子市が独自に移送サービスを提供するものです。要介護状態区分が重く（要介護3以上）かつ、低所得（本人非課税）の方が、介護保険のケアプランに位置付けた上で、通院等のための移送サービスを利用できます。

移送サービス（実績）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
延べ利用人数	人/年	265	214
給付費	円/年	1,589,823	1,122,048

【今後の取組み】

- ・ 介護保険の法定メニューでは対応できないニーズの動向を見据え、移送支援のニーズ対応に向けて、サービスの周知や利用促進に努めます。

移送サービス（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	250	250	250
給付費	円/年	1,600,000	1,600,000	1,600,000

5 介護保険事業の運営

5 - 1 給付費等及び保険料

(1) 計画期間中の介護保険給付費等

第5期の計画期間中（平成24年度から平成26年度まで）の給付費の総計を次のとおり推計しました。

標準給付費

	第4期(実績及び推計)			第5期(推計)			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
標準給付費(百万円)	3,727	3,961	4,196	4,421	4,592	5,127	
指数	100	106	113	119	123	138	
内 訳	総給付費	3,561	3,774	3,994	4,206	4,359	4,874
	特定入所者介護サービス費等給付費	101	106	114	121	130	140
	高額介護サービス費等給付費	61	77	84	90	99	108
	算定対象審査支払手数料	4	4	4	4	4	5

総給付費とは、介護給付費と予防給付費の合計

標準給付費とは、総給付費と特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料の合計

指数は、平成21年度を100とした場合の伸び（％）

四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

地域支援事業の費用額

	第4期(実績及び推計)			第5期(推計)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費 (百万円)	75	73	74	100	129	136
指数	100	97	99	133	172	181

指数は、平成21年度を100とした場合の伸び（％）

(2) 介護保険給付費の財源

介護（介護予防）サービスの利用に当たって、利用者が負担する費用割合は1割で、他の9割及び地域支援事業の費用等が、40歳以上の方が負担する保険料と国・県・市が負担する公費で賄われます。

本市では、第5期計画期間の財源構成を、次のとおり見込みました。

第5期計画の財源構成

		介護(介護予防)給付		地域支援事業	
		介護給付(居宅)	介護給付(施設)	介護予防事業	包括的支援事業・任意事業
保険料	第1号被保険者(65歳以上)	22.27%	22.27%	21.00%	21.00%
	第2号被保険者(40～64歳)	29.00%	29.00%	29.00%	-
公費	国庫負担金	20.00%	15.00%	25.00%	39.50%
	国調整交付金	3.73%	3.73%	-	-
	県負担金	12.50%	17.50%	12.50%	19.75%
	市負担金	12.50%	12.50%	12.50%	19.75%
計		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(3) 第1号被保険者の保険料

給付費の推計から算出した第1号被保険者の保険料額は次の表のとおりです。第5期から、保険者の判断により、従来の第3段階の者のうち、課税年金収入と所得の合計金額が120万円以下の者について、保険料率の乗率を引き下げることができるようになりました。

また、合計所得金額が300万円以上の段階については、保険料率の乗率を引き上げ、さらに500万円以上の段階については、800万円未満と800万円以上の段階に分割しました。

併せて、逗子市介護保険事業運営基金を取り崩すほか、第5期計画期間では神奈川県 の財政安定化基金の取り崩しによる交付金により、第6段階(基準額)の保険料月額当たりで172円減額することとしました。

介護保険事業運営基金の取り崩し予定額(3年間)	91,000千円
神奈川県の財政安定化基金の取り崩しによる交付予定額(3年間)	26,000千円

第5期の所得段階別保険料

区分	計算方法	保険料月額	保険料年額	
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	2,290円	27,480円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額×0.50	2,290円	27,480円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下	基準額×0.70	3,206円	38,472円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える	基準額×0.75	3,435円	41,220円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額×0.90	4,122円	49,464円
第6段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で「第5段階」以外	(基準額)	4,580円	54,960円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満	基準額×1.10	5,038円	60,456円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満	基準額×1.25	5,725円	68,700円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満	基準額×1.50	6,870円	82,440円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満	基準額×1.70	7,786円	93,432円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上800万円未満	基準額×1.90	8,702円	104,424円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間800万円以上	基準額×2.00	9,160円	109,920円

(参考) 第4期の所得段階別保険料

区分		計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	1,825円 (1,851円)	21,900円 (22,218円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.5	1,825円 (1,851円)	21,900円 (22,218円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で「第2段階」以外	基準額 × 0.75	2,737円 (2,777円)	32,850円 (33,327円)
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.90	3,285円 (3,332円)	39,420円 (39,992円)
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で「第4段階」以外	(基準額)	3,650円 (3,703円)	43,800円 (44,436円)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満	基準額 × 1.10	4,015円 (4,073円)	48,180円 (48,879円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満	基準額 × 1.25	4,562円 (4,628円)	54,750円 (55,545円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	5,475円 (5,554円)	65,700円 (66,654円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満	基準額 × 1.65	6,022円 (6,109円)	72,270円 (73,319円)
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上	基準額 × 1.85	6,752円 (6,850円)	81,030円 (82,206円)

介護従事者の処遇改善のため、平成21年度から介護報酬が全体で3%増額されました。これに伴う保険料の上昇を抑えるため、国の特別対策により、平成21年度から平成23年度の介護保険料を軽減しました。()内の数字は国の特別対策がなかった場合の金額を示しています。

5 - 2 事業の安定的運営

(1) 要介護認定審査

保険者として要支援・要介護の認定を公正に行うことを目指し、的確な調査と、これに基づく厳正な審査を実施します。また、申請手続や認定までの流れが、高齢者・家族の負担にならないよう円滑に進むよう配慮します。

(2) 介護保険サービス提供事業者の指導・監督

介護保険サービスの提供については、利用者が自ら判断して適切にサービスや事業者を選択していくことができ、また、事業者が安心してよりよいサービスを提供していくことができる環境づくりが重要です。市町村（保険者）には、これを通じて介護保険給付が適正に行われることが求められています。

そこで、地域包括支援センターなどと連携し、事業者に対する情報提供・相談体制を充実するとともに、事業者による主体的な情報公開や第三者評価への取組みなどによる利用者と事業者の良好な関係づくりを支援します。

平成18年度から、地域密着型サービス事業者は、市町村が指定・監督していくこととなりました。また、国が進めている地域主権改革により平成24年度から指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を市町村で条例制定することになりました。高齢者が主体的に、住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らし続けることができる環境を整えていくため、市民・事業者と連携して「地域のサービス」として介護保険サービスを育てていくようにします。

県が指定・監督するサービス事業者についても、地域の実情に即したサービス提供が行われるよう、努めていきます。

(3) 介護給付等費用適正化事業

介護サービス利用者に対し、適切なサービスを提供し、不適切な給付を削減することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、次の介護給付等費用適正化事業に取り組みます。

要介護認定の適正化

要介護認定にかかる新規申請のほか、更新申請及び区分変更申請の際にも、定期的に市の認定調査員が認定調査を行い、調査基準の均衡を図ります。また、更新申請及び区分変更申請にかかる認定調査について、事業者に委託して調査を実施した場合には、その結果を市が点検し、適正な調査が行われているかどうかを確認します。

ケアプランの点検

介護サービスの利用者にとって適切なサービスが提供されているかどうか、という視点からケアプランを点検し、利用者の生活の質の向上につながる、よりよいケアマネジメントが行われるよう、居宅介護支援事業者と協力しケアプランの適正化を図ります。

住宅改修費等の点検

住宅改修費や福祉用具などの給付を行う際に、必要に応じ、現地での訪問調査等を行い、適正に給付が行われているかどうかを確認します。

医療情報との突合、縦覧点検

国民健康保険団体連合会への請求情報による医療情報との突合チェックなどにより、不適正な介護報酬の請求が行われることのないよう点検を行うことにより、適正化を図ります。

介護給付費通知

利用した介護サービスの内容と費用額の内訳をサービス利用者へ送付し、不適正な請求が行われていないかどうかを被保険者の方に確認していただくことにより、適正化を図ります。

(4) サービス提供の適正確保

要支援・要介護認定や介護保険サービスの適正な利用については、市民・利用者の立場に立った関係づくりを進めるため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめ、市内におけるあらゆる機能が柔軟に対応できるよう連携を図るとともに、県や国の関係機関との連携も図ります。

また、介護・福祉サービスが適正に提供されるためには、これらのサービスを担う人材の確保が必要です。

介護従事者の処遇については、平成24年4月から介護報酬にかかる算定基準が改正され、介護職員処遇改善にかかる加算の新設等がされました。さらに、サービスの将来を担う人材を育てていくことも重要であり、市としても、福祉・介護サービス分野への就業を目指す実習生を積極的に受け入れるよう努めます。

5 - 3 経済的支援施策

(1) 利用料の減免・軽減等

所得の低い方などに対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、次の利用料の減免・軽減策を引き続き講じていきます。

サービス利用料の減免

災害等により財産に損害を受けた場合や生計維持者の収入が著しく減少した場合に介護保険のサービス利用料（利用者負担）の額を通常の10%から減額又は免除するものです。

国制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免の期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	100分の100	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の95	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

逗子市独自の減免措置

区分	給付割合	減免の期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	100分の95	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、利用料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合
		6か月
		6か月

特別養護老人ホーム旧措置入所者に対する負担軽減の経過措置の延長等

介護保険制度が施行される以前から特別養護老人ホームに入所されていた方を対象に、介護保険制度による自己負担が、施行前の費用徴収額を上回らないよう軽減するものです。この措置は平成22年3月31日までと定められておりましたが、当分の間、経過措置が延長されることになりました。

利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	保険給付率	食費		居住費		
		基準額	負担限度額	基準額		負担限度額
第1段階	100分の97 ただし、自己負担額が費用徴収額を上る場合は100分の100	4.2万円	1.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円
				従来型個室	3.5万円	
				多床室	1.0万円	0万円
第2段階	100分の90 ただし、費用負担額を上回る場合は、 100分の95 100分の97	4.2万円	1.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円
				従来型個室	3.5万円	
				多床室	1.0万円	1.0万円
第3段階	100分の100 と順次給付率を上げていきます。	4.2万円	2.0万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円
				従来型個室	3.5万円	
				多床室	1.0万円	1.0万円

障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として利用者負担の軽減を受けていた方が、介護保険の対象となり、引き続き、訪問介護を利用する場合に、利用料を軽減するものです。

障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

対象者	基準負担割合	軽減後負担割合
障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当	10%	0%

社会福祉法人による軽減措置

生計が困難な方が軽減の対象となるサービスを社会福祉法人から提供された場合に、提供した社会福祉法人がサービスの利用料を軽減するものです。

社会福祉法人による軽減措置

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと	訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 複合型サービス	負担額の4分の1 (老齢福祉年金受給者は2分の1)

介護老人保健施設等利用者負担助成

生計が困難な方が医療法人等が提供する介護老人保健施設等のサービスを利用した場合に、市が利用料の一部を助成するものです。

介護老人保健施設等利用者負担助成

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 年間収入が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと	介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	負担額の4分の1

高額介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごとに、1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

高額介護（介護予防）サービス費の支給

利用者負担区分	上限額
第1段階	15,000円
第2段階	15,000円
第3段階	24,600円
第4段階	37,200円

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

高額医療合算介護（介護予防）サービス費

	被用者保険 又は国民健康保険 (70歳未満)	被用者保険 又は国民健康保険 (70歳から74歳まで)	後期高齢者医療保険 (75歳以上)
現役並み所得者	1,260,000円	670,000円	670,000円
一般所得者	670,000円	620,000円	560,000円
低所得者	340,000円	310,000円	310,000円
低所得者	340,000円	190,000円	190,000円

特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

施設サービス等を利用した際に自己負担となる居住費や食費について、所得に応じて設定される利用者負担限度額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

利用者負担段階と補足給付

利用者負担段階	食費(月額)			居住費(月額)			
	基準額	負担限度額	補足給付	基準額		負担限度額	補足給付
第1段階	4.2万円	1.0万円	3.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室	3.5万円	1.0万円	2.5万円
					5.0万円	1.5万円	3.5万円
多床室	1.0万円	0万円	1.0万円				
第2段階	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室	3.5万円	1.3万円	2.2万円
					5.0万円	1.5万円	3.5万円
多床室	1.0万円	1.0万円	0万円				
第3段階	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円	2.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
				従来型個室	3.5万円	2.5万円	1.0万円
					5.0万円	4.0万円	1.0万円
多床室	1.0万円	1.0万円	0万円				

は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

(2) 保険料率の減免

保険料率の設定に当たっては、できる限り低所得者に配慮するものとしていますが、特別な事情がある場合に、申請に基づき保険料の減免措置を引き続き講じていきます。

国制度に基づく減免措置

区分	減免割合	減免の期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	免除	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の50	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

逗子市独自の減免措置

区分	減免割合	減免の期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	介護保険料所得段階第1段階の2分の1	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、保険料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合
収用等に基づく土地等の譲渡により所得税法第33条第1項に規定する譲渡所得があったとき	賦課された保険料から当該譲渡所得はないものとして算定した保険料の額を控除した額	
介護給付の制限を受け、又は日本国外にあるとき	免除	給付制限等を受けている期間